

中華人民共和国による人権侵害問題の解決に向けて必要な措置を講ずること を求める意見書

近年、国際社会から、新疆ウイグル、チベット、南モンゴル、香港等における、信教の自由への侵害や、強制収監をはじめとする深刻な人権問題への懸念が示されている。人権問題は、人権が普遍的価値を有し、国際社会の正当な関心事項であることから、一国の内政問題にとどまるものではない。

この事態に対し、一方的に民主主義を否定されるなど、弾圧を受けていると訴える人々からは、国際社会に支援を求める多くの声が上がっており、また、その支援を打ち出す法律を制定する国も出てくるなど、国際社会においてもこれに応えようとする動きが広がっている。そして、日米首脳会談、G7等においても、人権状況への深刻な懸念が共有されたところである。

衆議院は本年2月1日の本会議で、新疆ウイグル等における深刻な人権状況に対して、「本院は、深刻な人権状況に象徴される力による現状の変更を国際社会に対する脅威と認識するとともに、深刻な人権状況について、国際社会が納得するような形で説明責任を果たすよう、強く求める。」「政府においても、このような認識の下に、それぞれの民族等の文化・伝統・自治を尊重しつつ、自由・民主主義・法の支配といった基本的価値観を踏まえ、まず、この深刻な人権状況の全容を把握するため、事実関係に関する情報収集を行うべきである。それとともに、国際社会と連携して深刻な人権状況を監視し、救済するための包括的な施策を実施すべきである。」と決議された。

本県においては、これまで様々な人権問題の解決に向けて取り組んできたところであり、中華人民共和国における人権侵害は看過できない問題であると考える。

よって、国におかれでは、中華人民共和国による人権侵害問題について政府としての強い意志を示し、解決に向けて関係国や国連と緊密に連携して、必要な措置を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年2月18日

熊本県議会議長 小早川 宗 弘

衆議院議長 細田博之様
参議院議長 山東昭子様
内閣総理大臣 岸田文雄様
総務大臣 金子恭之様
外務大臣 林芳正様
内閣官房長官 松野博一様